

× ×

一般質問通告書

【第71回定例会】

多可町議会議員 河崎 一 様
多可町議会議員 山口 邦政



受 領 日	番号
平成 28 年 9 月 5 日 午前・ <u>午後</u> 3 時 00 分	3

質 問 の 項 目 及 び 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1. 平成 27 年度決算から財政運営の現状と見通しを問う	町長
平成 27 年度決算を終え、出てきている数字から多可町の財政の現状をどう判断するのか、今後の見通しについてどう考えるのか。	
2. 色覚障がいのある人への対策について	町長 教育長
カラーバリアフリーを配慮した行政運営を行っているか。 小学校・中学校における色覚検査の現状について。	
3.	

質 問 の 内 容

1、平成 27 年度決算から財政運営の現状と見通しを問う

平成 27 年度決算の数字を見ると、実質収支が 2 億 5,542 万円の黒字で単年度収支は 8,898 万円の黒字、実質単年度収支も 9,797 万円の黒字となっており、2 年間続いた単年度収支、実質単年度収支の赤字はまぬがれました。

財政健全化法の 4 指標については実質公債費比率が 15.3%、将来負担比率が 29.1%となっています。

新庁舎建設や今後の合併特例債を利用した計画もあり予断を許さないところだとは思います。

平成 27 年度決算を終え、これらの数値から多可町の財政の現状をどう判断するのか、今後の見通しについてどう考えるのか、町長の見解を求めます。

2、色覚障がいのある人への対策について

まず、町長にお伺いします。

人の目は生まれた瞬間から少しずつ視力が発達し、3 歳になるころには成人に近い視力に達し、6 歳ごろまでに完成すると言われています。斜視や弱視につきましては、6 歳までに発見し治療すれば正常な状態に回復させることができます。

ところが、色覚異常につきましては先天的であれば治りませんので、その対応が重要になってきます。本人はもとより周囲の人々が認識することで、さまざまな対応が可能となり、生きていく上で致命的なものではなくなります。

日本人では男性の 20 人に 1 人、女性の 500 人に 1 人の割合で色覚に異常がある方がおられるとのこと。単純計算では多可町では約 550 人の方が色覚に異常がある方がおられると考えられます。

近年の行政運営の中ではバリアフリー化の推進は必須のアイテムであります。通路など車いすの方々への配慮やオスメイトのトイレ、子育て中の方に配慮した施設などは次第に整備されてきました。

ところが立ち遅れているのがカラーバリアフリー対策ではないでしょうか。

- ① 例えば公文書ですが、色分けして記入が指定されている場合に「男性はピンク色の用紙に記入ください」と指定があっても色覚異常の人にはピンク色がわからない。そこでピンク色の用紙の片隅にピンク色と文字を入れれば認識ができます。青色には青、黄色には黄と書き込むことで、その障がいをクリアできますが、そのような配慮がされているのか。

- ② 公共施設の案内板ですが、1色で文字や記号を書き込むのではなく違う色で縁取りをすること等によりバリアフリー化がはかれますが、そのような配慮がされているのか。
- ③ 役場から住民の皆さまへ届けられる広報や説明書類、さらにはハザードマップなどにも配慮が必要と思いますが、色覚障がいの方への配慮がされているのか。
- ④ 直近では新庁舎の建設が始まろうとしています、その中にカラーバリアフリーが生かされているのか。

これ以外にも様々な配慮が必要と思いますが、配慮しての行政運営が行われているのか町長の答弁を求めます。

続いて教育長に色覚検査についてお伺いします。

平成15年より学校における色覚検査が定期健康診断の必須項目から削除されました。平成26年に学校保健安全法施行規則の一部改正により、①保護者に対して先天色覚異常と検査の周知を図り、希望者に検査を行うこと。②教職員は色覚に関する正確な知識を持って色覚異常に配慮し、適切に指導を行うこと。の2点を推進することになっています。

これは、ほとんどの職種では採用時の基準は緩和されていますが、航空関係の仕事や印刷業など一部の仕事では色覚による採用基準を設けている職種や資格もあります。10数年の間検査が行われなかったために、子どもの頃から色覚異常に気付かずに、希望する職種に就職が出来ない場合も出てきたことによります。

そこで多可町においては規則の一部改正を受け2年前から希望者に色覚検査を実施しているとのことですが、

- ① どのような方法で希望者を募っているのか。
- ② 保護者の方へ色覚検査の重要性を十分に伝えられているのか。
- ③ 異常が見つかった場合のケアはどうしているのか。
- ④ 今後も希望者のみで実施していくのか。

以上、教育長の答弁を求めます。